

大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方検討に係る論点について（案）

大阪府環境審議会（令和元年12月23日）において諮問した際の検討内容（案）である

国の基本方針における海岸漂着物対策の推進に関する基本的方向

- ・海岸漂着物等の円滑な処理
- ・海岸漂着物等の効果的な発生抑制
- ・多様な主体の適切な役割分担と連携の確保 等

を踏まえた大阪府海岸漂着物等対策推進地域計画のあり方

に沿って、論点を整理する。

なお、海岸漂着物等の効果的な発生抑制のうち、「3Rの推進による循環型社会の形成」については、同日付けで同審議会に諮問された「循環型社会推進計画の策定について」に基づき循環型社会推進計画部会において議論されるため、今回の論点からは除外する。

1. 重点区域の設定

- ・現計画では大阪府の海岸線の全延長の海岸（地先海面）を重点区域に設定

2. 海岸漂着物等の円滑な処理

- ・海岸管理者等による効率的な回収・処理
- ・漁業者等と連携した回収・処理
- ・市町村の海岸漂着物対策への協力・支援
- ・ボランティアの活用等による効率的な処理
- ・洪水や台風等の自然災害により海岸に堆積した流木等の処理

3. 海岸漂着物等の効果的な発生抑制

- ・様々な事業活動に伴うマイクロプラスチックの飛散・流出抑制
- ・マイクロプラスチックを含む海岸漂着物等の実態把握とその情報発信
- ・府民意識の高揚とモラルの向上のための効果的な啓発
- ・内陸部における土地所有者・管理者等による発生抑制

4. 多様な主体の適切な役割分担と連携の確保

- ・流域圏の内陸から沿岸までの府県市が一体となった海岸漂着物対策の推進
- ・民間事業者やNPO等と連携した海岸漂着物対策の推進

5. 目標・指標及び年度の設定

- ・国の基本方針では、具体的な目標・指標、目標年度等は設定されていない